九州分室	812―0011	福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号 （福岡商工会議所ビル）	092（441）2054
公益社団法人 沖縄県工業連合会	901―0152	那覇市字小禄1831番地１ （沖縄産業支援センター６階）	098（859）6191

郵便により受験案内の入手を希望する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型２号―Ａ４サイズの入る大きさ。）を同封して、最寄りの分室または試験センターに請求してください。（２部以上必要な場合は、送料が異なりますので問い合わせください。）

なお、受験案内は、各経済産業局環境関係課、内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課、都道府県及び市役所等の環境関係課等においても配布をお願いしておりますが、これらの機関では郵便による配布は行いません。

７．受験申込み受付期間

⑴　受験願書による申込み

①　受付期間は、平成24年７月２日（月）から７月31日（火）までです。

②　受付期間内に、受験願書にて払込みを行ったものに限り受け付けます。郵便局またはゆうちょ銀行での取扱日が、平成24年８月１日（水）以降となっているものは受け付けません。

⑵　インターネットによる申込み

①　受付期間は、平成24年７月２日（月）９時から７月31日（火）17時までです。（この間は随時受け付けます。）

②　振込期限までに、指定銀行口座に受験手数料の振込みがあったものに限り受け付けます。なお、振込期限及び指定銀行口座はインターネット申込み完了時に通知します。

８．科目別合格制による試験科目免除申請

平成18年度より科目別合格制が導入されました。科目合格または区分合格している受験者は、申請により合格科目の試験が免除されます。なお、科目合格している受験者は、合格している年の初めから３年以内に同一試験区分を受験する場合に限り合格した科目の免除申請をすることができます。なお、免除申請を行った結果、全ての試験科目の受験が免除となる受験者については、受験手数料の納付は不要です。免除申請の詳細は、受験案内及びホームページに掲載します。

９．受験手数料

各試験区分の受験手数料は、次の表のとおりです。

試　験　区　分	受験手数料
大気関係第１種公害防止管理者試験 大気関係第３種公害防止管理者試験 水質関係第１種公害防止管理者試験 水質関係第３種公害防止管理者試験 ダイオキシン類関係公害防止管理者試験 公害防止主任管理者試験	6,800円
大気関係第２種公害防止管理者試験 大気関係第４種公害防止管理者試験 水質関係第２種公害防止管理者試験 水質関係第４種公害防止管理者試験 騒音・振動関係公害防止管理者試験 特定粉じん関係公害防止管理者試験 一般粉じん関係公害防止管理者試験	6,400円

10．その他の必要事項

試験会場案内図、その他国家試験に関し必要な事項については、受験票送付時に受験者に通知します。

11．試験に関する問い合わせ先

（指定試験機関）

社団法人　産業環境管理協会　試験部門公害防止管理者試験センター

〒101―0044 東京都千代田区鍛冶町２丁目２番１号

三井住友銀行神田駅前ビル

電　話　03（5209）7713

ＦＡＸ　03（5209）7718

解散命令公告

和歌山県公告

別表の左覧に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けているか若しくはその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成24年６月４日

和歌山県知事　仁坂　吉伸

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
和歌山三菱電機ストア協同組合 和歌山市紀三井寺855番地和歌山三菱電機商品販売株式会社内	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
和歌山乳販協同組合 和歌山市畑屋敷中の丁20番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
協同組合同和 和歌山市雄松町五丁目25番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
熊野食肉事業協同組合 和歌山県新宮市王子町三丁目９番10号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
くろしおアパレル協同組合 和歌山県西牟婁郡白浜町日置1013番地の１	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
和歌山県鳶土木協同組合 和歌山市湊1389番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
紀州森の恵み企業組合 和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深487番地１	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
ひきがわ竹炭産業企業組合 和歌山県西牟婁郡白浜町日置1828番地の３	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
やまもり企業組合 和歌山市吐前741番地	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
クリーン・アース企業組合 和歌山市新生町５番39号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

〔教示〕この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、和歌山県を被告として提起することができます。ただし、処分の通知を知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起することができる。